

財務省告示第二百三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年七月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年八月七日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百七十回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債

場 特 別 参	び 国 債 市	十 十			九	八	七					八								
		口	イ	一			振 額	最	八	口	イ		払							
		入 札 競 争 行 及 入	価 格 競 争 行 争	発 行 行 格	替 単 単 位	行 争 入 札 競 争	非 価 格 第 一	者 参 加	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入 行	非 競 争 入 行	入 札 競 争 行 争	行 争 入 札 競 争	非 価 格 第 一	者 参 加	特 別 参 加	国 債 市 場		
		厘	額 の 面 金 そ の 額 ぞ れ の 百 円 に つ き 百 円 六 銭 二	上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 銭 以	平 成 二 十 年 七 月 十 五 日	す 。 の 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円		千 百 九 十 億 七 千 三 百 七 十 八 万 円	百 八 十 三 億 二 百 二 十 四 万 二 千 二	百 三 十 三 億 二 百 二 十 四 万 二 千 二	一 兆 五 千 六 百 七 十 八 億 七 千 十 八		で 千 百 九 十 億 円	た 利 付 国 債 に つ いて 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十六	で 百 三 十 二 億 九 千 四 百 万 円

十
三

初 利 発 競 加
期 行 争 非 者
利 入 価 ・
子 率 札 格 第

年 ○・九パーセント

平成二十一年一月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
四

後 第
の 二
利 期
子 以

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十
五

償 償
還 還
金 金
額 限

平成二十二年七月十五日
額面金額百円につき百円

十
六

元 利
金 支

日本銀行

十
八

入 札
参 加

財務大臣から通知を受けた者

十
九

払 者
込 期
日

平成二十年七月十五日